

第2部
ビジョンの実現に向けた
施策の展開

第1章 ビジョンと基本方針

第1節 船橋市高齢者保健福祉・介護ビジョン

すべての高齢者が、自分らしくそれぞれの生きがいを持ち、
住み慣れた地域でいつまでも健やかに安心して暮らし続けられる
「生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし」の実現

地域包括ケアシステムの構築 健やかで、安心して暮らし続けられる船橋を目指して

令和 22 年頃には高齢者人口がピークを迎えると考えられ、ひとり暮らし高齢者や、高齢者のみの世帯の増加、また、介護ニーズの高い 85 歳以上の高齢者の増加に伴い、医療・介護の双方を必要とする高齢者が大幅に増加することが見込まれます。

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、「住まい」「予防」「生活支援」「介護」「医療」が一体的に提供される地域包括ケアシステムを推進するために、本市では平成 24 年度より、「すべての高齢者が、自分らしくそれぞれの生きがいを持ち、住み慣れた地域でいつまでも健やかに安心して暮らし続けられる『生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし』の実現」を目指し、「地域包括ケアシステムの構築 健やかで、安心して暮らし続けられる船橋を目指して」を高齢者保健福祉・介護ビジョンに掲げ、各施策を推進してまいりました。

一方、これまで我が国では、高齢者、障害者、子ども等の対象者の属性や虐待・生活困窮者等のリスクごとに支援制度を構築してきましたが、社会構造の変化等を背景に、従来の分野ごとの福祉サービスでは地域住民の複雑化・複合化したニーズに対応することが困難となる新たな課題が生じています。

そのため、国では、地域包括ケアシステムにおける『必要な支援を包括的に提供する』という考えを理念として普遍化し、高齢者だけではなく障害者や子ども等への支援にも拡げる「地域共生社会」の実現を掲げました。これは、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしや生きがい、地域とともに創っていく社会の実現を目指しています。

令和 3 年 4 月に社会福祉法が改正され、地域共生社会の実現に向けた具体的な施策として、相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を関係機関が連携し一体的に実施する重層的支援体制整備事業が新たに創設されたことに伴い、本市でも令和 5 年度からこの事業に取り組んでいます。

第 10 次高齢者保健福祉計画・第 9 期介護保険事業計画においては、地域共生社会の実現を念頭におきつつ、地域包括ケアシステムの深化に向けて、より充実した高齢者施策の推進を図ります。

第2節 船橋市の目指す地域包括ケアシステム

本市では、地域包括ケアシステムを実現するため、5つの基本方針として、「住まい」「予防」「生活支援」「介護」「医療」を設定し、各施策を推進します。

平成26年度より「船橋市地域包括ケアシステム推進本部」を設置し、5つの基本方針ごとに立ち上げた専門部会において、課題の整理や進捗管理など、地域包括ケアシステム構築に向けた検討を行っています。

基本方針 1. 住まい

住み慣れた地域で、安心して暮らせる住環境の整備

すべての高齢者が安全に安心して暮らせるまちとは、すべての市民が安全に安心して暮らせるまちといえます。

安心して生活できる住環境を整備していくために、バリアフリー化された住宅（高齢者の生活に支障のない住宅）の促進等、高齢者が暮らす住宅の改修に加え、市営住宅の優先入居制度の活用や船橋市居住支援協議会の相談窓口「住みいるサポート船橋」を通じて、住宅の確保に配慮が必要な高齢者が円滑に入居できるよう、引き続き支援します。

基本方針 2. 予防

介護予防の推進で“健康寿命日本一のまち”

今後一層の増加が見込まれるひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、認知症高齢者などが、住み慣れた地域で安心して生活を続けていくために、一人ひとりが疾病予防・介護予防の必要性に気づき、日常生活の中で自らが健康づくりに取り組むことができるよう普及啓発を図ることや、社会活動への参加の促進による介護予防を進めていくことが求められます。

要支援・要介護状態になる前の段階から効果的な介護予防を推進し、高齢者が生き生きと健やかに過ごしていくために、地域一体となって介護予防や健康づくりに対する取り組みを自主的かつ日常的な取り組みとして実践し、定着するよう周知活動を行います。

また、介護予防・日常生活支援総合事業を展開し、高齢者一人ひとりがそれぞれの生きがいを持って積極的に地域社会へ参加できるような機会や体制を構築していきます。

基本方針 3. 生活支援

助け合い活動などの支援体制づくりの推進

地域包括ケアシステムの構築にあたっては、自助・共助・互助・公助をつなぎあわせる（体系化・組織化する）役割が必要とされており、市民・地域・行政による連携と協働が不可欠です。

そこで、友人や近隣住民、ボランティアの方々の主体的な取り組みなど、民間の様々なサービスと連携・協力して地域を支え合う仕組みを確立するとともに、ひとり暮らし高齢者が増加し、孤立化が大きな問題となっている中で、地域住民の方々の「ちょっとした気づき」による「ゆるやかな見守り」が行われ、異変がある場合には市の相談窓口につなぐという仕組みを広げることにより、必要な支援につなげます。

また高齢者の多様な支援ニーズを踏まえつつ、サービスを必要とする高齢者に的確にサービスが提供されるよう、様々な生活支援サービスの提供体制の整備に取り組むとともに高齢者が安心して外出でき、安全で快適に行動できるよう、交通が不便な地域にお住まいの高齢者等の移動手段確保や環境整備に取り組みます。

基本方針 4. 介護

いつでも安心して必要な介護サービスを利用できる体制の確立

サービスを必要とする高齢者が、いつでも安心して必要なサービスを利用できるよう、利用者の視点に立ったサービス提供体制の確立を図ります。

介護サービスの量と質の確保においては、介護サービス基盤の適正な整備や介護人材の確保に努めます。また、在宅介護を支える定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の整備に取り組みます。

そして、高齢者が住み慣れた地域で暮らせるよう、地域包括支援センターの機能強化を図ります。各日常生活圏域において地域包括支援センター等が地域ケア会議を円滑に運営することで、地域の課題を把握し、地域住民へ適切なサービスを提供できる体制を整えます。また、在宅介護を進めていくために介護者の介護負担の軽減を行う必要があり、相談支援の充実強化を図るとともにヤングケアラー等の介護者を支援する体制を整備します。

認知症対策の推進においては、共生社会の実現を推進するための認知症基本法の成立に伴い、本市における認知症施策推進基本計画の策定に向けて準備を進めてまいります。また、高齢者虐待の予防や、早期発見及び早期対応のため、地域での見守りと支え合い、そして、関係機関との連携を図ります。

介護サービスの円滑な利用においては、利用者がスムーズにサービスを利用できるよう、介護サービス事業所情報の提供や高齢者まちかど案内所事業を実施します。

基本方針 5. 医療

医療と介護の連携による継続的・一体的なサービス提供体制の確立

地域包括ケアシステムの構築のためには、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすことができるよう限られた医療・介護資源を有効的に活用し、必要なサービスを継続的かつ一体的に受けられることが必要不可欠となります。

今後、医療の必要性の高い要介護者が増加する一方で、病院や施設を増やすことは困難であることから、在宅療養者が増えることが予測されます。

そのために在宅医療に関する技術の向上や人材の確保に努め、市民が安心して暮らせる地域づくりを進める必要があります。

リハビリテーションについては、高齢者の身体の機能が低下したときに、その機能や日常生活における様々な活動の自立度をより高めるため、サービスの充実を図ります。また、地域や家庭における社会参加の実現等も含め、生活の質の向上を目指す観点も踏まえ、計画的に提供できる体制の構築を目指します。

本市では、医療・介護関係団体及び行政により構成された船橋在宅医療ひまわりネットワークにおいて、医療・介護その他の在宅医療に関係する方々の緊密な連携協力体制の整備や医療・介護人材の知識・技術の向上のための様々な研修を実施しています。

また、保健福祉センター内にある在宅医療支援拠点ふなぼーとにおいて、在宅医療に関する市民や医療・介護関係者からの相談に応じています。

第3節 施策の体系

本計画の目指す高齢者保健福祉・介護ビジョンを実現するための施策体系は次のとおりです。

ビジョン	基本方針	施策群
地域包括ケアシステムの構築 <small>健やかで、安心して暮らし続けられる船橋を目指して</small>	1. 住まい 住み慣れた地域で、安心して暮らせる 住環境の整備	住宅の質の向上 多様な住まいの確保 居住の支援の充実
	2. 予防 介護予防の推進で “健康寿命日本一のまち”	活動の場の提供 健康づくりへの支援 介護予防の推進
	3. 生活支援 助け合い活動などの 支援体制づくりの推進	生活支援サービスの提供 移動支援 地域での支え合い体制の確立
	4. 介護 いつでも安心して 必要な介護サービスを利用できる 体制の確立	介護サービスの量の確保 介護サービスの質の確保 多様なサービスの提供 地域包括支援センターの機能強化 認知症対策の推進 介護サービスの円滑な利用
	5. 医療 医療と介護の連携による 継続的・一体的な サービス提供体制の確立	在宅医療の推進 地域医療連携の推進 看護職の確保 地域リハビリテーションの推進 歯科口腔保健の推進

第2章 基本方針別の事業

第1節 各基本方針の施策一覧

【施策一覧（目標値あり）】（★印の項目は重点項目）

基本方針 1. 住まい

重点項目	施策名	指標	年度			担当課
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	
<施策群> 住宅の質の向上						
★	自立支援のための住宅のバリアフリー化等の支援	住宅バリアフリー化等支援事業助成件数	169件	177件	185件	住宅政策課
★	分譲マンションの共用部分のバリアフリー化等の支援	分譲マンション共用部分バリアフリー化等支援事業助成件数	10件	10件	10件	住宅政策課
	高齢者住宅改造費助成事業	助成件数	122件	122件	122件	高齢者福祉課
<施策群> 多様な住まいの確保						
★	近居同居の支援	近居同居支援件数	110件	110件	110件	住宅政策課
<施策群> 居住の支援の充実						
★	高齢者の住まいに関する情報提供	住まいの講演会参加者数	30人	30人	30人	住宅政策課
★	持ち家の活用	マイホーム借上げ制度説明会参加者数	30人	30人	30人	住宅政策課
★	高齢者の住み替え支援	高齢者住み替え支援事業助成件数	20件	20件	20件	住宅政策課
★	ひとり暮らし高齢者の見守り	緊急通報装置設置台数	2,170台	2,185台	2,200台	高齢者福祉課
		声の電話訪問事業実利用者数	85人	87人	89人	
		声の電話訪問事業訪問回数	4,760回	4,872回	4,984回	
★	居住支援サービスの向上	「住まいるサポート船橋」の相談解決（成約含む）割合	85%	85%	85%	住宅政策課・地域包括ケア推進課

基本方針 2. 予防

重点項目	施策名	指標	年度			担当課
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	
<施策群> 活動の場の提供						
★	ふなばしシルバーリハビリ体操の推進	初級指導士養成講座開催回数	6回	6回	6回	健康づくり課
		初級指導士養成者数	180人	180人	180人	
		延初級指導士数	1,034人	1,214人	1,394人	
		延上級指導士数	15人	15人	15人	
		体操指導士により開催される体操教室数	110か所	110か所	110か所	
★	公園を活用した健康づくり事業の実施	公園を活用した健康づくり事業実施公園数	48か所	52か所	54か所	地域保健課
	老人福祉センター	延年間利用者数	231,000人	254,100人	279,510人	高齢者福祉課
	老人憩の家	施設数	31か所	31か所	31か所	高齢者福祉課
		延年間利用者数	38,000人	38,000人	38,000人	
	老人クラブ	クラブ数	207クラブ	207クラブ	207クラブ	高齢者福祉課
		会員数	9,184人	9,184人	9,184人	
	老人生きがい広場	施設数	5か所	5か所	5か所	高齢者福祉課
		延利用者数	11,000人	11,000人	11,000人	
	高齢者いきいき健康教室	実参加者数	750人	750人	750人	高齢者福祉課

第2部 ビジョンの実現に向けた施策の展開

重点項目	施策名	指標	年度			担当課
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	
<施策群> 健康づくりへの支援						
★	特定健康診査受診率、特定保健指導実施率の向上及び健診結果の活用、セルフマネジメント支援	特定健康診査受診率	50%	52%	54%	健康づくり課
		特定保健指導実施率	35%	40%	45%	健康づくり課
★	市内飲食店等における健康的な食事提供による食環境の整備	市民の健康づくり支援に取り組む飲食店等店舗数	120 店舗	130 店舗	140 店舗	地域保健課
	栄養相談	栄養相談利用者数	810 人	820 人	830 人	地域保健課
	成人期の歯科健康診査の実施	成人歯科健康診査受診率	9%	9%	9%	地域保健課
★	健康ポイント事業	参加者数	13,800 人	14,700 人	15,600 人	地域保健課
	後期高齢者健康診査	後期高齢者健康診査受診率	49%	50%	51%	健康づくり課
	高齢者健やか活動支援事業	開催回数	4 回	4 回	4 回	高齢者福祉課
		延参加者数	160 人	160 人	160 人	
	健康教育	健康教育利用者数	13,000 人	13,000 人	13,000 人	地域保健課
	健康相談	健康相談利用者数	7,100 人	7,200 人	7,300 人	
	在宅介護支援教室	開催回数	60 回	60 回	60 回	地域包括ケア推進課
<施策群> 介護予防の推進						
★	介護予防ケアマネジメントにおける自立支援の推進	検討会議事例数	48 事例	48 事例	48 事例	地域包括ケア推進課
	ふなばし市民大学校「いきいき学部」	実学生数	294 人	294 人	294 人	社会教育課
		延講座数	350 件	350 件	350 件	
	公民館の高齢者対象講座	高齢者学級数	25 学級	25 学級	25 学級	中央公民館
		高齢者対象講座数	70 件	72 件	74 件	
		高齢者学級の 実参加者数	2,000 人	2,000 人	2,000 人	
		高齢者対象講座の 実参加者数	2,500 人	2,570 人	2,650 人	
	ミニデイサービス事業補助金交付事業	実施回数	640 回	660 回	680 回	地域福祉課
	ふれあいいきいきサロン事業補助金事業	実施回数	610 回	620 回	630 回	地域福祉課

基本方針 3. 生活支援

重点項目	施策名	指標	年度			担当課
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	
<施策群> 生活支援サービスの提供						
★	移動販売支援事業	移動スーパーの累計延利用者数	31,000人	31,000人	31,000人	商工振興課
★	生活・介護支援サポーター事業	サポーター登録者数	270人	275人	280人	高齢者福祉課
		利用登録者数(高齢者宅)	650人	670人	700人	
	軽度生活援助員の派遣	実利用者数	420人	440人	460人	高齢者福祉課
		派遣時間数	12,800時間	13,400時間	14,000時間	
	ファミリー・サポート・センター	実利用会員数	725人	755人	785人	高齢者福祉課
		実協力会員数	185人	190人	195人	
		利用件数	1,600件	1,700件	1,800件	
	高齢者等食の自立支援事業(配食サービス)	延配食数	13,700食	14,060食	14,760食	高齢者福祉課
		利用登録者数	195人	200人	210人	
		栄養管理サービス訪問回数	790回	825回	860回	
		栄養管理サービス利用者数	120人	125人	130人	
	寝具乾燥消毒サービス	実利用者数	135人	140人	145人	高齢者福祉課
		延派遣回数	1,280回	1,330回	1,380回	
	日常生活用具の給付	自動消火装置給付件数	25件	30件	35件	高齢者福祉課
		電磁調理器給付件数	130件	150件	175件	
		シルバーカー給付件数	230件	270件	320件	
	補聴器購入費用助成事業	助成件数	165件	185件	210件	高齢者福祉課
	介護用品の支給等	実支給者数	3,200人	3,350人	3,480人	高齢者福祉課
	訪問理美容サービス	実利用者数	35人	40人	45人	高齢者福祉課
		延訪問回数	105回	120回	135回	
	緊急一時支援事業	延派遣回数	18回	19回	20回	高齢者福祉課
	家族介護慰労金の支給	延支給者数	4人	4人	4人	高齢者福祉課
★	多様な担い手による生活支援サービスの推進	生活支援サービスを提供する団体(たすけあいの会)がある地区コミュニティ数	22地区	23地区	24地区	地域福祉課
		生活支援サービスを担うボランティア数	2,000人	2,050人	2,100人	
	ふれあい収集事業	利用世帯数	477世帯	534世帯	591世帯	資源循環課

第2部 ビジョンの実現に向けた施策の展開

重点項目	施策名	指標	年度			担当課
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	
<施策群> 移動支援						
★	高齢者支援協カバスの活用	利用登録者数	7,970人	8,140人	8,310人	道路計画課
		延利用者数	26,120人	26,832人	26,646人	
★	駅改札内外のバリアフリー化	整備実施駅数	1駅	1駅	1駅	道路計画課
★	バス待ち環境の改善 (バス上屋・ベンチ設置)	停留所施設整備数 国・県道	1か所	1か所	1か所	道路計画課
		停留所施設整備数 市道	1か所	1か所	1か所	道路建設課
	高齢者福祉タクシー	福祉タクシー券 延交付者数	10,700人	11,200人	11,600人	高齢者福祉課
		福祉タクシー券 延利用枚数	70,620枚	73,920枚	76,560枚	
<施策群> 地域での支え合い体制の確立						
★	地域ケア会議の推進・地域 課題への取り組み	個別ケア会議開催回数	100回	100回	100回	地域包括ケア 推進課
		全体会議開催回数	100回	100回	100回	
		講演会開催回数	18回	19回	20回	
	ミニデイサービス事業 補助金交付事業【再掲】	実施回数	640回	660回	680回	地域福祉課
	ふれあいいきいきサロン事業 補助金事業【再掲】	実施回数	610回	620回	630回	地域福祉課
	保健と福祉の総合相談 窓口事業	延相談件数	22,300件	22,300件	22,300件	地域福祉課
	ひとり暮らし高齢者等見守り 活動支援事業	見守り対象高齢者数	1,450人	1,450人	1,450人	高齢者福祉課
<施策群> その他						
★	高齢者を狙った犯罪・消費 者被害への対策	出前講座開催回数	32回	32回	32回	消費生活 センター
		消費者月間記念 講演会開催回数	1回	1回	1回	
		民生委員等研修会 開催回数	2回	2回	2回	
		消費生活モニター 事業実施回数	9回	9回	9回	
		生き活き展の開催回数	1回	1回	1回	
		くらしの情報の発行回数	3回	3回	3回	
		老人福祉センター 定期出張相談・啓発 実施回数	56回	56回	56回	
		消費者安全確保 地域協議会開催回数	1回	1回	1回	

基本方針 4. 介護

重点項目	施策名	指標	年度			担当課
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	
<施策群> 介護サービスの質の確保						
★	介護人材の確保	新規就業者数	160人	180人	200人	介護保険課
★	介護保険訪問看護職員雇用促進事業の実施	補助対象常勤換算数(ひと月当たり)	165人	185人	205人	介護保険課・地域包括ケア推進課
	介護相談員派遣事業	介護相談員延派遣件数	576件	600件	624件	高齢者福祉課
		派遣施設数	48か所	50か所	52か所	
	生活・介護支援サポーター事業	登録施設数	11か所	12か所	13か所	高齢者福祉課
	介護支援専門員研修事業	介護支援専門員研修会参加者数	360人	360人	360人	地域包括ケア推進課
		介護支援専門員研修会開催回数	2回	2回	2回	
<施策群> 地域包括支援センターの機能強化						
★	地域包括支援センター等の充実	地域包括支援センター設置数	14か所	14か所	14か所	地域包括ケア推進課
		地域包括支援センターのサブセンター設置数	1か所	2か所	2か所	
		地域包括支援センター相談件数	74,000件	74,300件	74,600件	
		在宅介護支援センター相談件数	17,500件	17,500件	17,600件	
★	地域ケア会議の推進・地域課題への取り組み【再掲】	個別ケア会議開催回数	100回	100回	100回	地域包括ケア推進課
		全体会議開催回数	100回	100回	100回	
		講演会開催回数	18回	19回	20回	
	在宅介護支援センターが行う訪問等による実態把握	実態把握件数	1,120件	1,120件	1,130件	地域包括ケア推進課
	相談協力員研修会	参加者数	300人	300人	300人	地域包括ケア推進課
		研修会開催回数	1回	1回	1回	
	相談支援の充実強化	出張窓口相談件数	60件	60件	60件	地域包括ケア推進課

第2部 ビジョンの実現に向けた施策の展開

重点項目	施策名	指標	年度			担当課
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	
<施策群> 認知症対策の推進						
★	認知症初期集中支援チーム・認知症地域支援推進員の設置	事業利用者数	50人	50人	50人	地域包括ケア推進課
		認知症地域支援推進員（保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャー）配置人数	直営センター 15人 委託センター 9人	直営センター 15人 委託センター 9人	直営センター 15人 委託センター 9人	
★	本人や家族の交流の場や、本人の社会参加や生きがいにつながる場の創出	認知症カフェPR事業登録件数（累計）	35件	38件	41件	地域包括ケア推進課
		認知症カフェ運営補助金交付件数（新規分）	4件	4件	4件	
		認知症カフェ交流会開催回数	1回	1回	1回	
★	認知症の人や家族を地域で見守り、支え合う体制の構築	徘徊模擬訓練実施地区数	3地区	3地区	3地区	地域包括ケア推進課
		メモリーウォーク開催回数	1回	1回	1回	
		チームオレンジ体制整備地区数（累計）	11地区	15地区	20地区	
	認知症についての地域住民及び支援関係者への広報・啓発活動	認知症サポーター受講者数	9,000人	9,000人	9,000人	地域包括ケア推進課
	認知症家族交流会	認知症家族交流会開催回数	6回	6回	6回	地域包括ケア推進課
		延参加者数	115人	115人	115人	
	認知症訪問支援サービス（市町村特別給付）の実施	延利用件数	440件	460件	480件	介護保険課
	認知症予防教室	参加者数	720人	720人	720人	健康づくり課
	徘徊高齢者家族支援サービス事業	利用者数	110人	115人	120人	地域包括ケア推進課
	成年後見制度利用支援事業	市長申立て件数	33件	33件	34件	地域包括ケア推進課
		後見人報酬助成件数	99件	102件	105件	
	成年後見制度普及事業	講演会開催回数	2回	2回	2回	地域包括ケア推進課
		講演会参加者数	200人	200人	200人	
		権利擁護サポーター養成講座参加者数	40人	40人	40人	
		地域包括支援センター・成年後見等相談件数	2,873件	2,884件	2,896件	

第2部

ビジョンの実現に向けた施策の展開

重点項目	施策名	指標	年度			担当課
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	
<施策群> 介護サービスの円滑な利用						
★	高齢者まちかど案内所事業	協力事業所数	210 か所	210 か所	210 か所	地域包括ケア推進課
	介護保険事業の普及啓発	介護保険・高齢者福祉ガイド発行部数	35,000 部	35,000 部	35,000 部	介護保険課
		介護保険のてびき(小冊子)発行部数	8,900 部	8,900 部	8,900 部	
		出前講座開催回数	8 回	8 回	8 回	
		出前講座参加者数	200 人	200 人	200 人	
	介護保険利用者負担助成事業	認定者数	170 人	180 人	190 人	介護保険課
	介護老人福祉施設利用者負担対策事業	認定者数	90 人	95 人	100 人	介護保険課
	介護給付等費用適正化事業	認定調査結果確認件数	3,500 件	3,650 件	3,800 件	介護保険課
		ケアプラン点検件数	80 件	80 件	80 件	
		縦覧点検・医療情報との突合等件数	20,000 件	20,000 件	20,000 件	
	要介護認定適正化事業	要介護認定適正化研修開催回数	—	1 回	—	介護保険課
<施策群> その他						
★	高齢者虐待防止の体制	運営委員会開催回数	1 回	1 回	1 回	地域包括ケア推進課
		担当者会議開催回数	6 回	6 回	6 回	
		事例検討件数	20 件	20 件	20 件	
		研修会開催回数	1 回	1 回	1 回	
	高齢者虐待防止の周知と啓発	虐待に係る通報件数	210 件	220 件	230 件	地域包括ケア推進課

基本方針 5. 医療

重点項目	施策名	指標	年度			担当課
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	
<施策群> 在宅医療の推進						
★	在宅医療・介護連携に関する相談支援（在宅医療支援拠点ふなぼーと）	相談件数	1,100件	1,150件	1,200件	地域包括ケア推進課
★	在宅医療・介護関係者の研修（ひまわりネットワーク）	スタートアップ研修等開催回数	3回	3回	3回	地域包括ケア推進課
★	在宅医療・介護関係者の研修（在宅医療支援拠点ふなぼーと）	在宅医紹介制度登録医療機関数	51か所	53か所	55か所	地域包括ケア推進課
★	在宅医療推進に係る市民への普及・啓発（在宅医療支援拠点ふなぼーと、在宅医療・介護の講演会・相談会・出張講演会）	ふなぼーと市民公開講座開催回数	1回	1回	1回	地域包括ケア推進課
		在宅医療・介護の講演会開催回数	7回	7回	7回	
		在宅医療・介護の相談会開催回数	8回	8回	8回	
		在宅医療・介護の出張講演会開催回数	8回	8回	8回	
★	在宅医療・介護資源の情報把握・データベース化	「在宅医療・緩和ケア提供機関マップ」に掲載の医療機関数	400か所	430か所	460か所	地域包括ケア推進課
	医療・介護関係者の情報共有の支援	情報共有システムID発行者数	429人	446人	463人	地域包括ケア推進課
	在宅医療の推進	訪問診療患者数（月平均）	4,490人	4,510人	4,540人	地域包括ケア推進課
		在宅医療実施医療施設数	76か所	78か所	80か所	
	在宅医療推進のための連携体制の構築	ひまわりネットワークの委員会等の開催回数	30回	30回	30回	地域包括ケア推進課
<施策群> 地域医療連携の推進						
★	かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師・薬局の推進	かかりつけ医を持つ65歳以上の市民の割合	—	63.0%	—	健康政策課
		かかりつけ歯科医を持つ65歳以上の市民の割合	—	80.0%	—	
		かかりつけ薬剤師・薬局を持つ65歳以上の市民の割合	—	65.0%	—	
<施策群> 看護職の確保						
★	看護職の確保	就業看護職員数	5,133人	5,193人	5,253人	健康政策課
★	介護保険訪問看護職員雇用促進事業の実施【再掲】	補助対象常勤換算数（ひと月当たり）	165人	185人	205人	介護保険課・地域包括ケア推進課
<施策群> 地域リハビリテーションの推進						
★	地域リハビリテーションの推進	地域リハビリテーション拠点事業講演会・研修会（市民対象・リハビリ関係者対象）の開催回数	16回	17回	18回	健康政策課・地域包括ケア推進課
		訪問リハビリ提供施設数	20か所	21か所	22か所	
<施策群> 歯科口腔保健の推進						
★	訪問歯科診療の充実	訪問歯科診療件数（さざんか・かざぐるま）	1,475件	1,481件	1,487件	健康政策課
★	口腔保健支援事業の実施	口腔ケア講習会・市民講演会開催回数	3回	3回	3回	地域保健課

【施策一覧（重点事業・目標値なし）】

基本方針	施策群	事業名	担当課
住まい	住宅の質の向上	住宅のバリアフリー改修等に関する相談	住宅政策課
		賃貸住宅のバリアフリー改修の促進	高齢者福祉課
		高齢化しているマンション管理組合の支援	住宅政策課
	多様な住まいの確保	質の高いサービス付き高齢者向け住宅の供給	住宅政策課
予防	介護予防の推進	一般介護予防事業の実施	健康づくり課
生活支援	移動支援	高齢ドライバーへの対応	各関係課
	地域での支え合い体制の確立	生活支援コーディネーターの活動の活性化	地域福祉課
	その他	障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えた支援体制の整備	障害福祉課
介護	介護サービスの量の確保	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備	高齢者福祉課
		介護老人保健施設の整備	高齢者福祉課
		介護医療院の整備	高齢者福祉課
		認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の整備	高齢者福祉課
		特定施設入居者生活介護の整備	高齢者福祉課
		地域密着型サービス（施設・居住系以外）の整備	高齢者福祉課
	多様なサービスの提供	生活支援コーディネーターの活動の活性化【再掲】	地域福祉課
	認知症対策の推進	SOS ネットワーク事業	地域包括ケア推進課
		みまもりあい事業	地域包括ケア推進課
		成年後見制度の利用促進	地域包括ケア推進課
		認知症施策推進基本計画の策定	地域包括ケア推進課
	介護サービスの円滑な利用	介護サービス事業所情報の提供	介護保険課
	その他	介護に取り組む家族等への支援の充実	こども家庭支援課
医療	在宅医療の推進	顔の見える関係づくりの推進 （在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議）	地域包括ケア推進課
		在宅医療のコーディネーターの機能強化	地域包括ケア推進課
		在宅医療推進に係る市民への普及・啓発 （ひまわりネットワーク）	地域包括ケア推進課
		在宅医療・介護連携推進事業の評価事業	地域包括ケア推進課
		医療・介護人材確保事業	地域包括ケア推進課

第2節 各基本方針の重点事業

基本方針 1. 住まい

○住宅の質の向上

1 住宅のバリアフリー改修等に関する相談（住宅政策課）

安全な住環境を整備するため、建築士や増改築相談員等の専門家の協力により、建築住宅相談等を行い、住宅のバリアフリー改修等を推進します。

2 自立支援のための住宅のバリアフリー化等の支援（住宅政策課）

高齢になっても自宅に長く住み続けられるように、要介護認定を受けていない方が、自宅を改修し、介護予防に配慮された住環境にする場合に、バリアフリー化等（玄関前の手すり設置やスロープ設置を含むバリアフリー改修、断熱改修）の費用の一部を助成します。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
住宅バリアフリー化等支援事業助成件数	169件	177件	185件

3 分譲マンションの共用部分のバリアフリー化等の支援（住宅政策課）

マンション管理組合が、マンションの出入口や共用廊下の段差解消、共用階段への手すり設置等、共用部分のバリアフリー化等を行う場合に、その費用の一部を助成します。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
分譲マンション共用部分バリアフリー化等支援事業助成件数	10件	10件	10件

4 賃貸住宅のバリアフリー改修の促進（高齢者福祉課）

民間賃貸住宅に住む要介護認定を受けている方が、バリアフリー改修を必要とする場合、高齢者住宅改造資金助成事業により、その費用の一部を助成します。

5 高齢化しているマンション管理組合の支援（住宅政策課）

入居者の高齢化が進み、マンション管理の担い手が少なくなった分譲マンションについて、マンション管理士、建築士を派遣することにより、適切な管理ができるように支援します。

○多様な住まいの確保

6 質の高いサービス付き高齢者向け住宅の供給（住宅政策課）

サービス付き高齢者向け住宅の登録にあたり、事業者には「船橋市サービス付き高齢者向け住宅の登録に関する指導指針」等による配慮を求めることで、質の高い高齢者向け住宅の供給を図ります。

具体的には、事業者が入居者に適切な医療・介護サービスが提供されるよう必要な協議を行い、入居者が必要とするサービスを地域で受けることができるよう、医療・介護サービス事業所との連携を促進します。

また、事業者が地域の医療・介護サービス事業所について広く入居者に情報提供を行うとともに、特定の医療・介護サービス事業所の利用に限定しないなど、入居者の選択・利用の自由が確保されるよう、適正な運営を促進します。

これらに加え、サービス付き高齢者向け住宅に対し、定期報告や立入検査等を行うことにより、適正な運用を促進します。

7 近居同居の支援（住宅政策課）

多世代が地域の中で交流し、安心して暮らすことができるよう、親世帯と子世帯の近居・同居に対する費用の一部を助成します。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
近居同居支援件数	110件	110件	110件

○居住の支援の充実

8 高齢者の住まいに関する情報提供（住宅政策課）

居住支援協議会と連携し、セミナーの開催、広報紙やホームページでの情報提供等により、高齢者の住まいに関する情報を提供します。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
住まいの講演会参加者数	30人	30人	30人

9 持ち家の活用（住宅政策課）

高齢者が、一般社団法人移住・住みかえ支援機構（JTI）のマイホーム借上げ制度を活用して、自宅を子育て世帯等に貸し付け、その家賃収入を住み替え先の家賃に充てることで、適切な住まいに住み替えることを支援します。

また、自宅に住みながら持ち家を資産として活用する社会福祉法人船橋市社会福祉協議会の「不動産担保型生活資金制度」（いわゆるリバースモーゲージ制度[※]）や独立行政法人住宅金融支援機構の「高齢者向け返済特例制度」等の取り組みについて情報提供を行います。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
マイホーム借上げ制度説明会参加者数	30人	30人	30人

※「リバースモーゲージ制度」とは、自宅を担保にして銀行などの金融機関から定期的に資金の貸付を受ける一種の年金制度です。

10 高齢者の住み替え支援（住宅政策課）

高齢者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受け、階段の昇降に著しい支障が生じて住み替えをする場合等に、高齢者が可能な限り自立して住み続けられるよう、転居にかかる費用や家賃債務保証契約時に要する費用の一部を助成します。

また、家賃の支払いができるにもかかわらず、高齢等を理由に民間賃貸住宅への入居を断られ、転居に苦慮している高齢者世帯等に対して、船橋市居住支援協議会の相談窓口「住みいるサポート船橋」を通じて、家賃低廉化住宅^{※1}を含む住宅情報の提供や居住支援サービス^{※2}の紹介を行います。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者住み替え支援事業助成件数	20件	20件	20件

※1「家賃低廉化住宅」とは、貸主に対して月々の家賃を補助することにより、低所得者が低廉化された家賃で入居することが出来る市に登録された住宅です。

※2「居住支援サービス」とは、入居後の生活を支援する緊急通報装置の設置や死後の手続きなどのサービスです。

11 ひとり暮らし高齢者の見守り（高齢者福祉課）

ひとり暮らし高齢者については、声の電話訪問にて定期的な連絡をすることにより、安否や健康状態を確認するとともに孤独感の緩和を図ります。また、発作を伴う持病のある方などに、万一の場合に受信センターと緊急連絡がとれる緊急通報装置を貸与します。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
緊急通報装置設置台数	2,170台	2,185台	2,200台
声の電話訪問事業			
実利用者数	85人	87人	89人
訪問回数	4,760回	4,872回	4,984回

12 居住支援サービスの向上（住宅政策課・地域包括ケア推進課）

高齢者を含めた住宅確保要配慮者からの住まいに関する相談について、船橋市社会福祉協議会を事務局として、船橋市居住支援協議会の相談窓口「住まいるサポート船橋」を開設しています。

「住まいるサポート船橋」では、相談者の相談内容が複雑化してきていることから、複合的な課題を抱える住宅確保要配慮者に対する居住支援を行うため、船橋市居住支援協議会の事例検討会において、新たな課題について議論することにより、その解決のための居住支援サービス等について検討します。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
「住まいるサポート船橋」の相談解決（成約含む）割合	85%	85%	85%

基本方針 2. 予防

○活動の場の提供

1 ふなばしシルバーリハビリ体操の推進（健康づくり課）

健康寿命の延伸を目的とし、本市の65歳以上人口の約100人に1人の割合で初級指導士を養成することを目標に推進するとともに、各地区において初級指導士が活動できるようにマネジメントを行っていただくための上級指導士の養成も行います。また、公民館等や出前講座での体操教室を開催するほか、体操指導士による体操教室の開催及びその支援を行う体操普及事業を実施します。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
初級指導士養成講座開催回数	6回	6回	6回
初級指導士養成者数	180人	180人	180人
延初級指導士数	1,034人	1,214人	1,394人
延上級指導士数	15人	15人	15人
体操指導士により開催される体操教室数	110か所	110か所	110か所

2 公園を活用した健康づくり事業の実施（地域保健課）

市民が身近な公園で手軽にできる運動習慣を身につけ、自主的に健康づくりができるよう、自治会・町会と協力しながら54公園への拡大を目指し、実施します。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
公園を活用した健康づくり事業実施公園数	48か所	52か所	54か所

○健康づくりへの支援

3 特定健康診査受診率、特定保健指導実施率の向上及び健診結果の活用、セルフマネジメント支援（健康づくり課）

内臓脂肪症候群の早期発見と予防を目的として、40歳～74歳の国民健康保険加入者を対象に特定健康診査を行っています。また、特定健康診査及び人間ドックを受診した結果、「生活習慣病のリスクが高いが、生活習慣を改善することで予防効果が期待できる」と判断された人に対し、特定保健指導を実施しています。

目標値に近づくための新たな取り組み事例について研究し、実施率等を向上させることで、健康寿命の延伸を図ります。

また、健診結果から生活習慣病のリスク判定以外の指標により、介護予防を必要とする者を把握するなど、健診結果の有効活用を検討するとともに、特定保健指導終了者が、自ら生活習慣病の予防継続と今後の運動機能の低下等を予防するため、日常生活の中で自ら実施するためのセルフマネジメントが確立できる支援を行います。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
特定健康診査受診率	50%	52%	54%
特定保健指導実施率	35%	40%	45%

4 市内飲食店等における健康的な食事提供による食環境の整備（地域保健課）

望ましい食習慣を実践するための食環境の整備と船橋産物や市内飲食店等地域への愛着を育むものとして、市民の健康づくりの支援に取り組む飲食店等登録制度を市独自事業として実施します。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市民の健康づくり支援に取り組む飲食店等 店舗数	120 店舗	130 店舗	140 店舗

5 健康ポイント事業（地域保健課）

健康寿命の延伸を目的に、健康に関心のある人だけでなく、健康に無関心な人や運動習慣のない人も健康づくりに取り組む動機づけとなるよう、ウォーキングや体操等の活動に対してポイントが加算され、様々な特典が得られる健康ポイント制度を平成30年10月から実施しています。

日常的な生活の中での歩数や、運動したことによる身体の変化などによりポイントを獲得できるほか、市が指定するイベント・講座（対象プログラム）に参加したり、各種健診（健康診断、がん検診、歯科健診）を受診したりすることでもポイントを獲得できます。対象プログラムは、市が主催する事業だけでなく、市民団体や民間企業が主催する事業も対象としており、市民の健康づくりを総合的に推進する事業として実施しています。

参加者の拡大のため、事業の認知度を高めるための周知を図るとともに、民間団体・市民団体・各協議会等への働きかけを積極的に行っていきます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
参加者数	13,800人	14,700人	15,600人

○介護予防の推進

6 一般介護予防事業の実施（健康づくり課）

地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取り組みを推進し、介護予防を機能強化する観点から、一般介護予防事業として、①介護予防把握事業（船橋市健康スケール調査）、②介護予防普及啓発事業（介護予防教室、市民ヘルスマーケティング）、③地域介護予防活動支援事業（ふなばしシルバーリハビリ体操、アクティブシニア介護予防補助金）、④地域リハビリテーション活動支援事業（足腰の衰えチェック、リハビリ専門職派遣）を実施しています。

各事業の利用者にアンケートを実施し、要望を把握するとともに、定期的に広報紙に掲載し周知を図ります。

また、介護予防の視点から「フレイル[※]」を主眼とした「船橋市健康スケール」の活用により、前期高齢者やひとり暮らしの方に外出するきっかけ作りの提供を行います。

さらに、後期高齢者健康診査等で「フレイル」と把握された方等に対する保健事業についても、かかりつけ医をはじめとする関係機関と連携しながら一体的に実施します。

※「フレイル」とは、『加齢に伴う予備能力低下のため、ストレスに対する回復力が低下した状態』を表す“frailty”の日本語訳として日本老年医学会が提唱した用語である。フレイルは、要介護状態に至る前段階として位置づけられるが、身体的脆弱性のみならず精神心理的脆弱性や社会的脆弱性などの多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。」と定義されています。

出典：「フレイル診療ガイド 2018年版」日本老年医学会/国立長寿医療研究センター

7 介護予防ケアマネジメントにおける自立支援の推進（地域包括ケア推進課）

介護保険法第1条及び第4条に自立支援に向けた介護保険サービスの活用が掲げられ、ケアマネジメントの取り組みにおいては、対象者の自立に向けたケアプランの作成や、本人の状況に応じた適切なサービス提供等の自立支援の強化が引き続き課題となっています。

自立支援に資する介護予防ケアマネジメントの確立と普及啓発を図るため、理学療法士、作業療法士他専門職により構成する自立支援ケアマネジメント検討会議を設置し、介護予防ケアプランに対し自立支援に資する助言を行う事業を行います。

また、リハビリテーション専門職がケアマネジャーに同行し、利用者の心身機能から生活機能、生活環境等を多角的に評価、助言を行う事業も併せて実施します。それぞれの事業を連動させながら、ケアマネジャー、サービス事業者等関係者が自立支援に向けたケアマネジメントを実施し、利用者自身が自立の意識を持ち生活に取り組めるよう支援します。

上記事業の他、ケアマネジャー、サービス提供事業者を対象に自立支援ケアマネジメントについての研修会を開催します。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
検討会議事例数	48 事例	48 事例	48 事例

基本方針 3. 生活支援

○生活支援サービスの提供

1 移動販売支援事業（商工振興課）

スーパー、青果店、鮮魚店、精肉店など生鮮品取扱店が近隣に無い地域などを対象に、移動販売を行う事業者と販売場所調整を行うことで、買い物に困難を感じている方を支援します。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動スーパーの累計延利用者数	31,000人	31,000人	31,000人

2 生活・介護支援サポーター事業（高齢者福祉課）

ボランティアをする意志のある60歳以上の人を対象として生活・介護支援サポーターを養成し、高齢者宅や介護施設に派遣しています。

今後、介護を必要とする高齢者の更なる増加が予想される中で、安定的に生活支援サービスを提供できるようサポーターを養成し、ボランティアの人材確保を継続します。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
サポーター登録者数	270人	275人	280人
利用登録者数（高齢者宅）	650人	670人	700人

3 多様な担い手による生活支援サービスの推進（地域福祉課）

介護サービスの需要が増加する一方、介護人材の不足が見込まれる中、支援する側とされる側という画一的な関係性ではなく、サービスを利用しながら地域とのつながりを維持できるよう、ボランティアなど多様な担い手による生活支援サービスを推進します。

ボランティアが生活支援サービスを行う「たすけあいの会」は令和4年度末時点で市内に57団体ありますが、地域により偏りがあることから、市内全域で利用できる環境を整えるほか、ボランティアの高齢化が進んでいるため、新たな人材を発掘し、ボランティアを養成します。

また、介護予防・日常生活支援総合事業※における住民主体による介護予防・生活支援サービスの推進について、調査・研究を行います。

※「介護予防・日常生活支援総合事業」とは、既存の介護サービス事業者に加えて、住民主体の取り組みを含む多様な主体によって介護予防や日常生活支援のサービスを総合的に実施できるようにすることで、市町村が地域の実情に応じたサービス提供を行えるようにすることを目的とした介護保険制度上の事業です。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活支援サービスを提供する団体（たすけあいの会）がある地区コミュニティ数	22 地区	23 地区	24 地区
生活支援サービスを担うボランティア数	2,000 人	2,050 人	2,100 人

○移動支援

4 高齢者支援協力バスの活用（道路計画課）

交通不便地域に居住する高齢者等の移動支援事業として自動車学校・教習所の協力により教習生送迎用バスに65歳以上の高齢者（登録者）が乗車できる事業に加え、医療センターへのアクセス確保を目的として、老人福祉センター送迎バスの空き時間を活用した移動支援事業を実施しています。

現在は、自動車学校・教習所（2事業所）による3ルート、老人福祉センター（4センター）による12ルートを運行しています。

医療センターの移転や地元要望及び利用実態を踏まえ、ルートの最適化を行います。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用登録者数	7,970人	8,140人	8,310人
延利用者数	26,120人	26,832人	26,646人

5 駅改札内外のバリアフリー化（道路計画課）

高齢者の鉄道駅利用における利便性、安全性の向上を目的とし、駅改札内外のバリアフリー化を進めます。

これまで、改札の内外において、エレベーター等の設置により、バリアフリー化した経路（1経路以上）を市内の全ての駅に確保しました。

今後も各鉄道事業者に対して、ホームドアや2経路目以上のバリアフリー化した経路の早期整備について協議を進めます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
整備実施駅数	1駅	1駅	1駅

6 バス待ち環境の改善（バス上屋・ベンチ設置）（道路計画課・道路建設課）

公共交通機関としてのバス利用を促進するため、バス停留所施設である上屋、ベンチの設置を進めます。国・県道（バス事業者へ補助金を交付）、市道（市施行）についてバス待ち環境の速やかな改善のため、停留所施設の整備を推進します。

	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
停留所施設整備数	国・県道	1か所	国・県道	1か所	国・県道	1か所
	市道	1か所	市道	1か所	市道	1か所

7 高齢ドライバーへの対応（各関係課）

高齢による身体的衰えにより、歩行能力、荷物の持ち運びに不安を感じ、かつ核家族化の進展により身近に親戚等が住んでいないため、止むを得ず自動車を運転せざるを得ない高齢者も多くなっており、高齢者が起こす事故のリスクも高くなっています。

車を運転する目的は人それぞれであり、目的毎の解決策が必要です。高齢ドライバーへの支援に向けて、各課で連携を進めていきます。

○地域での支え合い体制の確立

8 生活支援コーディネーター※の活動の活性化（地域福祉課）

生活支援コーディネーターは、地域の状況を把握し、困っている方に必要なサービスが提供できるよう、ニーズの把握や担い手の確保に努めています。

今後、さらに高齢化が進み、生活支援サービスの需要がますます増加する中、全24地区社会福祉協議会に配置している第2層生活支援コーディネーターがボランティアの掘り起こしや、たすけあいの会の立ち上げ支援等の活動を行うことで、地域における生活支援サービスの提供体制を整備します。また市職員が担っている第1層生活支援コーディネーターは、第2層生活支援コーディネーターが活動しやすい環境整備に努めます。

※「生活支援コーディネーター」とは、高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす者です。第1層は市町村区域、第2層は日常生活圏域で取り組みを行っています。

9 地域ケア会議の推進・地域課題への取り組み（地域包括ケア推進課）

高齢者の個別課題の検討を行う個別ケア会議を積極的に開催し、地域におけるその人らしい生活の継続を支援していきます。また、個別ケア会議での検討を積み重ねる中で、地域をアセスメントし、そこから見えてくる地域課題及びその解決に向けた取り組みについて、各地区コミュニティ単位で開催している全体会議を中心に検討を行います。

さらに、地域課題への取り組み及び地域ケア会議の周知を図ることを目的として、地域ケア会議が主体となり、市民向けの講演会等を開催します。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
個別ケア会議開催回数	100回	100回	100回
全体会議開催回数	100回	100回	100回
講演会開催回数	18回	19回	20回

○その他

10 高齢者を狙った犯罪・消費者被害への対策（消費生活センター）

振り込め詐欺や利殖商法、送り付け商法等、デジタルコンテンツ関連の詐欺や高額請求（インターネットサイトからの架空請求やオンラインゲームの課金請求など）、また次々に作り出される新たな手口による犯罪等から消費者を守るには、消費者自身が正しい知識を身に着け、正しく判断・行動することが重要です。

日頃、高齢者など地域を見守る立場にある民生児童委員や訪問介護事業者など、消費者教育の担い手となる方が効率的な啓発活動を行うことができるよう研修会を実施します。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
出前講座開催回数	32回	32回	32回
消費者月間記念講演会開催回数	1回	1回	1回
民生委員等研修会開催回数	2回	2回	2回
消費生活モニター事業実施回数	9回	9回	9回
生き生き展の開催回数	1回	1回	1回
くらしの情報の発行回数	3回	3回	3回
老人福祉センター定期出張相談・啓発実施回数	56回	56回	56回
消費者安全確保地域協議会開催回数	1回	1回	1回

11 障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えた支援体制の整備（障害福祉課）

障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、「地域生活支援拠点システム[※]」を引き続き運用し、障害者やその家族が地域で安心して暮らしていけるよう、地域全体で支援します。

※地域生活支援拠点システム「あんしんねっと船橋」は、市内の事業所や関係機関が連携して、障害者やその家族からの緊急時の相談・受け入れ対応や、その後の支援を行います。

基本方針 4. 介護

○介護サービスの量の確保

1 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備（高齢者福祉課）

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、常時介護が必要で居宅での生活が困難な人に対して、日常生活上の支援や介護を行う施設です。施設入所の必要性が高い重度要介護高齢者が入所できるように整備を進め、入所待機者の減少を図ります。

2 介護老人保健施設の整備（高齢者福祉課）

介護老人保健施設は、在宅復帰を目指してリハビリテーションを中心としたケアを行う施設です。既存の施設数での対応が見込めるため、整備数は見込まないものとします。

3 介護医療院の整備（高齢者福祉課）

介護医療院は、医療・介護のニーズを併せ持つ高齢者が入所する施設です。医療処置等が必要で自宅や特別養護老人ホーム等での生活が困難な高齢者が入所できるよう整備を進めます。

4 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の整備（高齢者福祉課）

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）は、認知症の高齢者が共同生活する住居で、日常生活上の世話や機能訓練などを行う施設です。今後の認知症高齢者数の増加に伴い、住み慣れた環境での生活を継続できるよう整備を進めます。

5 特定施設入居者生活介護の整備（高齢者福祉課）

特定施設入居者生活介護は、有料老人ホーム等に入居している高齢者に対して、日常生活上の世話や機能訓練などを行う介護サービスです。高齢者の心身の状態に応じた多様な住まいとなる混合型の整備を進めます。

6 地域密着型サービス（施設・居住系以外）の整備（高齢者福祉課）

地域密着型サービスは、原則として当該市町村の介護保険の被保険者のみが利用できるものです。介護を必要とする高齢者が、できる限り住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう整備を進めます。

○介護サービスの質の確保

7 介護人材の確保（介護保険課・地域包括ケア推進課）

令和22年には、全国において約69万人、千葉県において約3万2千人の介護人材が不足すると見込まれています。介護人材確保の推進にあたっては、人材の量的確保・質的確保・魅力向上の3つの側面に配慮した施策を総合的に展開し、より効果的な介護人材の確保を図ります。

量的確保の側面では、介護職員初任者研修に係る費用助成事業や介護職員宿舍借り上げ費用の支援事業等により、介護職員の就業促進を図ります。なお、本市では令和4年2月に船橋市介護人材無料職業紹介所を立ち上げました。同紹介所において就労支援、研修会を実施し、介護人材の確保を図ります。

質的確保の側面では、実務者研修に係る費用助成事業等により、介護職員の質的向上を図ります。

魅力向上の側面では、若者や外国人に対して SNS 等を活用した魅力発信などを図ります。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
新規就業者数	160人	180人	200人

8 介護保険訪問看護職員雇用促進事業の実施（介護保険課・地域包括ケア推進課）

高齢者人口の増加に伴う在宅における医療ニーズの高い中重度の要介護者の増加や、働きながら要介護者等を在宅で介護している家族等の就労継続や負担軽減の必要性を踏まえ、高齢者の日常生活全般を毎日複数回の柔軟なサービス提供により支えることが可能な訪問看護職員の需要が高まることが予想されます。

訪問看護職員の賃金改善及び募集に係る宣伝広告を実施するための経費を補助し、また看護師の研修や訪問看護の普及・啓発を実施することで、事業者の新規参入及び訪問看護職員の就業促進を図ります。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
補助対象常勤換算数 (ひと月当たり)	165人	185人	205人

○多様なサービスの提供

9 生活支援コーディネーター※の活動の活性化（地域福祉課）【再掲】

生活支援コーディネーターは、地域の状況を把握し、困っている方に必要なサービスが提供できるよう、ニーズの把握や担い手の確保に努めています。

今後、さらに高齢化が進み、生活支援サービスの需要がますます増加する中、全24地区社会福祉協議会に配置している第2層生活支援コーディネーターがボランティアの掘り起こしや、たすけあいの会の立ち上げ支援等の活動を行うことで、地域における生活支援サービスの提供体制を整備します。また市職員が担っている第1層生活支援コーディネーターは、第2層生活支援コーディネーターが活動しやすい環境整備に努めます。

※「生活支援コーディネーター」とは、高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす者です。第1層は市町村区域、第2層は日常生活圏域で取り組みを行っています。

○地域包括支援センターの機能強化

10 地域包括支援センター等の充実（地域包括ケア推進課）

地域包括支援センターは、高齢者等の心身の健康の保持、生活の安定を図るため、また保健医療の向上と福祉の増進のため、必要な援助や支援を包括的に担う地域の中核機関です。

また、在宅介護支援センターは、地域包括支援センターの協働機関として位置づけており、地域における身近な相談窓口としての役割を担っています。

支援を必要とする75歳以上高齢者や認知症高齢者の増加が予測される一方で、地域包括支援センターに求められる役割は年々多様化しています。

在宅介護支援センターから地域包括支援センターへの移行は、令和4年4月の宮本・本町地域包括支援センターの設置により一定の整備が図られたことから、今後は地域包括支援センター等の機能強化を推進してまいります。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域包括支援センター設置数	14 箇所	14 箇所	14 箇所
地域包括支援センターのサブセンター*設置数	1 箇所	2 箇所	2 箇所
地域包括支援センター相談件数	74,000 件	74,300 件	74,600 件
在宅介護支援センター相談件数	17,500 件	17,500 件	17,600 件

※「サブセンター」とは、地域包括支援センターと一体的に運営され、地域包括支援センターが行う4つの業務（総合相談、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント、介護予防ケアマネジメント）を実施する機能を有する窓口を指します。

11 地域ケア会議の推進・地域課題への取り組み（地域包括ケア推進課）【再掲】

高齢者の個別課題の検討を行う個別ケア会議を積極的に開催し、地域におけるその人らしい生活の継続を支援していきます。また、個別ケア会議での検討を積み重ねる中で、地域をアセスメントし、そこから見えてくる地域課題及びその解決に向けた取り組みについて、各地区コミュニティ単位で開催している全体会議を中心に検討を行います。

さらに、地域課題への取り組み及び地域ケア会議の周知を図ることを目的として、地域ケア会議が主体となり、市民向けの講演会等を開催します。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
個別ケア会議開催回数	100 回	100 回	100 回
全体会議開催回数	100 回	100 回	100 回
講演会開催回数	18 回	19 回	20 回

○認知症対策の推進

12 認知症初期集中支援チーム・認知症地域支援推進員の設置（地域包括ケア推進課）

認知症初期集中支援チームについては、平成 30 年度から各地域包括支援センターに 1 チームずつ設置し、計 5 チーム体制で実施しています。医療・介護サービスの利用を本人が希望しない等により社会から孤立している状態にある人への対応を含め、適切な医療・介護サービス等に速やかにつなぐ取り組みを強化するため、チーム医の判断によりアウトリーチ及び家族面接を行っています。

認知症地域支援推進員については、平成 26 年度より直営の地域包括支援センターの職員に対する研修受講を開始し、直営地域包括支援センターに各 3 人以上、委託型地域包括支援センターに各 1 人以上配置しています。今後も、現体制が維持できるよう、毎年継続して新任者向けの研修を受講するとともに、現任者向けの研修への受講もすすめ、既に配置をされている職員のスキルアップも図ります。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業利用者数	50 人	50 人	50 人
認知症地域支援推進員 （保健師・社会福祉士・主任ケア マネジャー）配置人数	直営センター 15 人 委託センター 9 人	直営センター 15 人 委託センター 9 人	直営センター 15 人 委託センター 9 人

13 本人や家族の交流の場や、本人の社会参加や生きがいにつながる場の創出
(地域包括ケア推進課)

家族同士の交流とともに、悩みや疑問を話し合うことで家族の負担軽減を図る認知症家族交流会の開催や、本人や家族が集い交流を行う場である認知症カフェの開設支援を行っています。

カフェは交流の場としてだけでなく、認知症の本人が運営スタッフとして関わることで、認知症の本人の社会参加にもつながるものです。今後も、増設を目指し立ち上げ時の補助金の交付を引き続き実施し、認知症カフェ運営者同士による交流会の実施や、認知症カフェのPRに力を入れることで継続支援を充実させます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症カフェ PR 事業登録件数 (累計)	35 件	38 件	41 件
認知症カフェ運営補助金交付件数 (新規分)	4 件	4 件	4 件
認知症カフェ交流会開催回数	1 回	1 回	1 回

14 認知症の人や家族を地域で見守り、支え合う体制の構築 (地域包括ケア推進課)

平成 28 年度より、「認知症の人にやさしい船橋を目指す実行委員会」を組織し、認知症への理解を深めるとともに認知症の本人を地域で見守る体制を作ることを目的として、認知症高齢者徘徊模擬訓練を実施してまいりました。

令和 4 年度で全ての地区での実施が完了しましたが、今後地域での要望などを踏まえてリピート開催を検討していくとともに、認知症の普及啓発を目的とした認知症メモリーウォークを実施します。また、認知症サポーターの活用として、認知症の本人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ仕組みであるチームオレンジの整備を進めてまいります。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
徘徊模擬訓練実施地区数	3 地区	3 地区	3 地区
メモリーウォーク開催回数	1 回	1 回	1 回
チームオレンジ体制整備地区数 (累計)	11 地区	15 地区	20 地区

15 SOS ネットワーク事業（地域包括ケア推進課）

16 みまもりあい事業（地域包括ケア推進課）

本市では、高齢者の徘徊による事故を未然に防ぐため、民間事業者や地域住民等との協力・連携により早期発見に努めています。

認知症高齢者等が行方不明になった際、家族等が希望する場合は、事前に登録してある関係機関等にFAXで発見・保護を依頼する「SOS ネットワーク事業」を実施しています。

また、一般社団法人との協定に基づき、スマートフォン等で使用できるみまもりあいアプリを活用して、アプリを登録している地域住民等に行方不明者の情報を共有することで早期発見につなげる「みまもりあい事業」を行っています。

令和6年度以降は、関係機関等と引き続き連携体制を構築するとともに、市のイベントや出前講座等でみまもりあいアプリの周知を行うことに加え、アプリの更なる有効活用等について検討していきます。

17 成年後見制度の利用促進（地域包括ケア推進課）

認知症、知的障害その他精神上の障害があることにより判断能力が十分でない人の生活や権利を護るため、令和4年3月に船橋市成年後見制度利用促進基本計画を策定し、同年4月に権利擁護の中核機関（権利擁護サポートセンター）を設置しました。

令和6年度以降も中核機関を中心に、地域連携ネットワークを構築し、権利擁護支援の包括的な支援体制の構築、成年後見制度の利用促進、制度の普及、啓発を行います。

18 認知症施策推進基本計画の策定（地域包括ケア推進課）

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が令和5年6月に成立したことに伴い、本市においても、国や県が今後策定する認知症施策推進基本計画の内容を踏まえた計画の策定に向けて準備を進めてまいります。

○介護サービスの円滑な利用

19 介護サービス事業所情報の提供（介護保険課）

本市では介護保険事業所一覧を作成し、介護サービス事業所情報を提供しています。
また、介護保険課のホームページにおいて「介護事業者情報検索システム」を運用し、利用者等に介護サービス事業者の最新情報やサービスの空き情報を提供するサービスを行っており、市民が利用しやすい環境づくりに努めます。

20 高齢者まちかど案内所事業（地域包括ケア推進課）

市内の介護保険事業所、薬局、接骨院・整骨院、はり・きゅう・マッサージ施設等に協力事業所となってもらい、介護認定を受けていないが、介護予防や介護サービスに関心・疑問がある高齢者及び家族に対して介護予防・介護に関するサービスや適切な対応窓口の情報を提供します。

協力事業所数や相談数の増加を目指して、ホームページやチラシ等で周知するとともに、協力事業所からの報告書を活用して、事業の充実化を図ります。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協力事業所数	210か所	210か所	210か所

○その他

21 介護に取り組む家族等への支援の充実（こども家庭支援課）

家庭における介護者等の負担軽減の取り組みを進めるため、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどもである「ヤングケアラー」を支援する体制を整備します。

また、ヤングケアラーについて周知啓発の拡大を図るとともに、現在実施している、窓口、電話、SNS を活用した相談に加えて新たな相談体制の強化を図ります。

22 高齢者虐待防止の体制（地域包括ケア推進課）

高齢者虐待の予防や、早期発見及び早期対応のため、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、民生児童委員、近隣の住民等関係機関と連携して、高齢者がいる家族を孤立させないように地域で見守ります。

また、高齢者虐待の予防、再発の防止を図り、高齢者の平穏な生活を確保し、実際の対応策を協議することを目的に、専門職を中心として「船橋市高齢者虐待防止等ネットワーク運営委員会」及びその下部組織として「船橋市高齢者虐待防止等ネットワーク担当者会議」を設置して対応しています。

「船橋市高齢者虐待防止等ネットワーク担当者会議」では高齢者虐待対応に関する専門家及び関係機関と各地域包括支援センター、在宅介護支援センターの事例を共有し、助言を受け支援方法を検討します。また、近年、高齢者虐待に係る相談件数の増加や高齢者虐待ケースの重層化、複雑化していることから弁護士や大学教授による地域包括支援センター及び在宅介護支援センター向けの高齢者虐待防止研修会を開催し、判断や対応能力の向上を図ります。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
運営委員会開催回数	1回	1回	1回
担当者会議開催回数	6回	6回	6回
事例検討件数	20件	20件	20件
研修会開催回数	1回	1回	1回

基本方針 5. 医療

○在宅医療の推進

1 顔の見える関係づくりの推進（在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議） （地域包括ケア推進課）

医療・介護関係者等の緊密な連携協力体制構築のために、ひまわりネットワークの委員会・役員会・研修会に加えて、ひまわりネットワークに所属する各団体が、事業報告や今後の展望等を発表する実践発表会を実施し、団体・事業所間の交流を促し、連携強化を図ります。

2 在宅医療のコーディネーターの機能強化（地域包括ケア推進課）

本人家族が医療・介護と安心して向き合うことができ、本人の望む医療や介護の提供がなされるよう、啓発を目的とするパンフレットを作成します。

医療・介護従事者が現場でパンフレットを活用し、さらには出前講座や講演会等を通して本人・家族に対し啓発を行うことで、医療・介護連携の促進及び在宅医療コーディネーターの機能強化を図ります。

3 在宅医療・介護連携に関する相談支援（在宅医療支援拠点ふなぼーと） （地域包括ケア推進課）

在宅医療支援拠点ふなぼーとにおいて、在宅医療を希望する患者及びその家族からの相談を受け、状況に応じてアウトリーチを実施し、適切な医療機関・介護サービスを紹介します。

また、医療・介護関係者からの相談を受け、必要な情報を提供するなどの支援を行います。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談件数	1,100件	1,150件	1,200件

4 在宅医療・介護関係者の研修（ひまわりネットワーク）（地域包括ケア推進課）

過去の研修会アンケートを基に、満足度が高いテーマや開催時期等を分析し、より多くの医療・介護関係者が参加するよう研修体制の充実を図ります。

また、研修体系に位置付けられた研修を、規定回数以上受講した者に贈られる「ひまわりマイスター」を取得した医療・介護関係者に、事業所等が位置する地域でのリーダーになってもらうため必要な働きかけを行い、地域の多職種連携を活性化します。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
スタートアップ研修等開催回数	3回	3回	3回

5 在宅医療・介護関係者の研修（在宅医療支援拠点ふなぼーと）
（地域包括ケア推進課）

在宅医療の質の向上及び在宅医療に関する資源を増やしていくことを目的として、在宅医療支援拠点ふなぼーとにおいて、市内の在宅医療関係者等を対象とした船橋在宅医ネット研修会を開催します。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
在宅医紹介制度登録医療機関数	51 か所	53 か所	55 か所

6 在宅医療推進に係る市民への普及・啓発（ひまわりネットワーク）
（地域包括ケア推進課）

在宅医療について市民の理解を深めていくような周知が必要なため、ひまわりネットワークにおいて、「最期まで自分らしくを考える」をテーマとした市民公開講座を継続実施します。

7 在宅医療推進に係る市民への普及・啓発（在宅医療支援拠点ふなぼーと、在宅医療・介護の講演会・相談会・出張講演会）（地域包括ケア推進課）

在宅医療について市民の理解を深めていくよう、周知が必要なため、在宅医療支援拠点ふなぼーとにおいて、市民公開講座及び出前講座等を実施しており、今後も継続して在宅医療の普及啓発を図ります。

「在宅医療・介護の講演会・相談会・出張講演会」においては、在宅医療・介護に関する様々なテーマを設定した講演会を公民館や医療機関で開催するとともに、講演会後に医療・介護の専門家が患者やその家族、医療・介護関係者からの様々な相談に応じる無料相談会を開催します。

また、町会・自治会などの市民団体のもとに出向いて、在宅医療・介護に関する様々なテーマを設定した講演会も行います。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ふなぼーと市民公開講座開催回数	1回	1回	1回
在宅医療・介護の講演会開催回数	7回	7回	7回
在宅医療・介護の相談会開催回数	8回	8回	8回
在宅医療・介護の出張講演会開催回数	8回	8回	8回

8 在宅医療・介護資源の情報の把握・データベース化（地域包括ケア推進課）

市内で在宅医療・緩和ケアを提供している機関を掲載した「在宅医療・緩和ケア・リハビリテーション提供機関マップ」では公開していない詳細データについても在宅医療支援拠点ふなぼーとで活用していく必要があり、アンケート調査に回答していない資源（提供機関）を把握する必要があります。

このことから、市民配信 Web-GIS（インターネット上で機能する地図・空間情報）やオープンデータ（誰でも許可された範囲内で自由に加工・複製などできるデータ）など、より効果的なツールを引き続き運用していきます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
「在宅医療・緩和ケア提供機関マップ」に掲載の医療機関数	400 か所	430 か所	460 か所

9 在宅医療・介護連携推進事業の評価事業（地域包括ケア推進課）

在宅医療・介護連携推進事業について、本市ではひまわりネットワークで様々な取り組みを展開してきました。

今後も、これまで実施してきた取り組みに対しての評価指標を、ひまわりネットワーク内で検討・設定し、各事業の改善点等を明確化し、より効果的な事業展開を図ります。

10 医療・介護人材確保事業（地域包括ケア推進課）

病院のベッド数の大幅な増加は見込めないため、高齢者の増加に伴い在宅医療や施設での看取りの需要は高くなりますが、医療・介護の現場では深刻な人材不足から、スタッフの疲弊、人材確保に要する多額のコスト、職員の定着率が低いなど問題があります。

これらの問題を解決するための一助として、本市では令和4年2月に船橋市介護人材無料職業紹介所を立ち上げました。同紹介所において就労支援、研修会を実施し、介護人材の確保を図ります。

○地域医療連携の推進

11 かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師・薬局の推進（健康政策課）

高齢化が進む中で、市民が抱える健康問題も多様化しており、身近な場所で、必要な医療を安心して受けられることが、ますます重要になっています。そのため、必要に応じて持病等を医学的に管理したり、病状の悪化時等に病院を紹介したり、在宅看取りまで行ってもらえる身近なかかりつけ医を住まいの近くにもつよう市民に啓発するとともに、身近な医療機関情報の提供を行います。

また、あわせてかかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師・薬局の推進も実施します。さらに、定期健診や定期歯科検診を勧奨することで、病気を早期に発見し、早期治療に繋がったり、患者自身に生活習慣を改善するきっかけづくりを行います。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
かかりつけ医を持つ 65歳以上の市民の割合	—	63.0%	—
かかりつけ歯科医を持つ 65歳以上の市民の割合	—	80.0%	—
かかりつけ薬剤師・薬局を持つ 65歳以上の市民の割合	—	65.0%	—

○看護職の確保

12 看護職の確保（健康政策課）

市内の医療機関等で働く意思のある看護学校等の学生に対し、修学資金として貸付を行い、市内の医療機関等における看護職の確保を図ります。

また、今般、看護職（保健師・助産師・看護師・准看護師）免許を持ちながら現在就業していない潜在看護師等の掘り起こし策として、就業の不安材料となる看護技術の研修を実施する等の再就業支援を行うとともに、就職説明会を同時に開催することにより、市内医療機関等に就業する看護職の充足を図ります。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就業看護職員数	5,133人	5,193人	5,253人

13 介護保険訪問看護職員雇用促進事業の実施（介護保険課・地域包括ケア推進課） 【再掲】

高齢者人口の増加に伴う在宅における医療ニーズの高い中重度の要介護者の増加や、働きながら要介護者等を在宅で介護している家族等の就労継続や負担軽減の必要性を踏まえ、高齢者の日常生活全般を毎日複数回の柔軟なサービス提供により支えることが可能な訪問看護職員の需要が高まることが予想されます。

訪問看護職員の賃金改善及び募集に係る宣伝広告を実施するための経費を補助し、また看護師の研修や訪問看護の普及・啓発を実施することで、事業者の新規参入及び訪問看護職員の就業促進を図ります。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
補助対象常勤換算数 （ひと月当たり）	165人	185人	205人

○地域リハビリテーションの推進

14 地域リハビリテーションの推進（健康政策課・地域包括ケア推進課）

船橋市リハビリセンターにおいて、地域で生活しながらリハビリを行う方を対象にリハビリの総合的な提供を行っています。

介護予防を目的としたリハビリ事業に加え、リハビリテーション科の診療所及び訪問看護ステーションを運営し、地域で生活しながら継続してリハビリを行うことができる事業を実施します。

また、地域リハビリテーションの拠点事業として、研修等を通じて市内リハビリテーション事業者の育成や技術のレベルアップの支援、リハビリセンター利用者及びリハビリ関係者からの相談対応や啓発活動を行い、家族や医療・介護の専門家等がリハビリテーションの立場から協力しあう地域リハビリテーションの推進を支援します。

さらに、市内のリハビリテーション提供機関等を一覧にした船橋市在宅医療・緩和ケア・リハビリテーション提供機関マップ（ひまわりマップ）を引き続き作成し、医療・介護の専門家等の連携を支援します。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域リハビリテーション拠点事業 講演会・研修会（市民対象・リハビリ 関係者対象）の開催回数	16回	17回	18回
訪問リハビリ提供施設数	20か所	21か所	22か所

○歯科口腔保健の推進

15 訪問歯科診療の充実（健康政策課）

平成27年10月に指定管理を開始した「さざんか特殊歯科診療所」及び「かざぐるま休日急患・特殊歯科診療所」において、訪問歯科診療及び在宅における口腔機能のリハビリテーションの充実を図るとともに、関係機関の周知可能な場所（研修会や事業等）の情報を集め、介護を必要とする高齢者の口腔ケア及び訪問診療を含む特殊歯科診療の重要性についての情報提供や診療所の周知を図ります。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問歯科診療件数 （さざんか・かざぐるま）	1,475件	1,481件	1,487件

16 口腔保健支援事業の実施（地域保健課）

「歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等」を目的として、歯科医療従事者向けの口腔ケア講習会や一般市民及び多職種向けの講習会を実施します。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
口腔ケア講習会・市民講演会 開催回数	3回	3回	3回